

平成30年4月から

建築物の環境配慮に関する 制度が変わります

大阪市建築物の環境配慮に関する条例について、以下のとおり改正し（平成29年2月27日公布）、非住宅の省エネ基準適合義務化対象の拡大及び建築物環境性能表示の義務の拡大を実施します。

平成30年4月1日以後の建築物環境計画書の届出から、適用しますのでご注意ください。

（１）非住宅の省エネ基準適合義務化対象の拡大

- 建築物（住宅を除く）の新築・増改築時における「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築省エネ法）によるエネルギー消費量の基準適合義務化対象（床面積の合計が2,000㎡以上）にあわせ、大阪市では外皮の基準への適合について条例の義務対象を床面積10,000㎡以上から床面積2,000㎡以上に拡大します。

（２）建築物環境性能表示の義務の拡大

- 建築物環境性能表示が人目に触れる機会を増やすことにより、市民の方々、建築主などの環境性能に対する意識を高めるため、工事現場への表示を義務化します。

用途	床面積の合計	省エネルギー基準適合		建築物環境性能表示	
		一次エネルギー消費量	外皮性能(断熱・遮熱)	広告	工事現場
非住宅	10,000㎡以上	法により適合義務 (平成29年度～)	条例により適合義務 (平成27年度～)	条例により 義務化 (平成24年 度～)	条例により 義務化 (平成30 年度～)
	2,000㎡以上 10,000㎡未満		条例により適合義務 (平成30年度～)		
住宅	10,000㎡以上	条例により適合義務(平成27年10月～) [高さ60m超に限る]			
	2,000㎡以上 10,000㎡未満				



条例改正により義務化される内容



建築物省エネ法により義務化される内容

（３）その他

- 市民の方々にわかりやすくするため建築物環境性能表示の表示内容を改正します。

■建築物環境性能表示について

改正前

改正後

(広告物での表示)



(広告物及び工事現場での表示)



(基本部分)

大阪市 環境表示 検索

(任意部分)



○工事現場・広告の表示は、基本部分は必須

○任意部分は、基本部分の表示と隣接して表示

○基本部分の枠外には大阪市の環境性能表示のホームページにアクセスする検索ワードを入れることを推奨

○広告物への表示サイズは、基本部分、任意部分それぞれ縦37mm×横60mm以上

○工事現場での表示サイズは、基本部分、任意部分それぞれ縦170mm×横280mm以上(A4版横サイズ程度)

○工事現場への表示は、通行人から見やすい場所(道路側等)に1箇所以上表示する。

○任意部分の内容は、下記の項目(1つ以上)を任意に表示する。

- ・一次エネルギー消費量
「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」(平成28年国土交通省告示第489号)に基づき表示
- ・導入される環境配慮などの取組項目(自由記載)
〈取組項目の例〉
屋上緑化、壁面緑化、ピオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性1.25倍、免震、制震、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンド など

この件に関するお問い合わせは

大阪市 都市計画局 建築指導部 建築確認課 (設備担当) まで
(大阪市役所3階建築指導部 9番窓口まで) 電話 06-6208-9304

◆詳細につきましては、今後、大阪市のホームページに掲載してまいります。